

平成 30 年度曾於市社会福祉協議会事業計画

基本方針

鹿児島県が平成 30 年 2 月 26 日発表した年齢別推計人口調査では、本市の人口減少幅は 684 人、高齢化率は 39.2%であり、ともに県内の上位に位置しています。一方で、高齢になっても、住み慣れた我が家で暮らしたいと望む人も増えてきています。また、障がいや疾患を持つ人や生活に困窮する人など様々な課題をかかえながらも、安心して地域社会の中で暮らすことができる環境整備や地域生活支援の在り方が問われるようになり、地域での暮らしを支える福祉の充実は今々の課題となっています。

現在、厚生労働省により「我が事・丸ごと」地域共生社会¹の実現に向けた体制整備が進められ、地域包括ケアシステム²の強化のため、介護保険法や社会福祉法等の法律が改正され、地域福祉推進における「地域福祉課題」が定義され、地域のあらゆる関係機関と連携し、その解決を図ることになりました。4月からその中心的な推進役となる曾於市地域包括支援センターを受託経営することになります。

誰もが支え合う地域の構築に向けて、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人や資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりが役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域づくりを目指します。

このような状況の中で、曾於市地域福祉計画を踏まえ、本会のこれまでの実績を活かし、校区社協活動、サロン活動を中心に地域のネットワークや拠点づくりなど地域福祉の中核的団体として、地域包括ケアシステムの一翼を担っていきます。

本会は、「人と人とのつながりを大切に 地域と共に歩む」の理念のもと、地域の状況、社会福祉の動向を踏まえ、アウトリーチ³を基本としたコミュニティソーシャルワークの強化、既存事業の見直しと充実、新規事業の研究・開発、受託事業経営、第三次基盤強化計画策定など、年度計画に沿って、関係機関・団体等と協働し、職員の資質の向上及び安定した事業経営を図り地域に信頼される社会福祉協議会を目指します。

¹ 地域共生社会：制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

² 地域包括ケアシステム：団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムのこと。

³ アウトリーチ：相談援助機関に持ち込まれる相談を待つのではなく、地域社会に出向き、相談援助を展開していくこと

重点事業

I 総務課関係

1 会務の運営

社会福祉法人として地域福祉を目的とした諸事業を的確・効率的に実施し、充実した経営と組織の基盤強化を図るため、次の会務を行います。

(主な事業)

- (1) 理事会の開催
- (2) 評議員会の開催
- (3) 監査の実施
- (4) 基盤強化計画に基づく取り組み
 - ア 第2次基盤強化計画の評価
 - イ 役職員計画推進検討会の開催
 - ウ 第3次基盤強化計画の策定
- (5) 社会福祉充実計画の実施
- (6) 役職員研修会の実施
- (7) 管理職(事務局長・課長・地域包括支援センター長・支所長)会議の開催(毎月)
- (8) 主任会議及び担当者会の開催(随時)
- (9) 職員会議の開催(毎月)

2 職員研修・意識改革の推進

サービスの質の向上を図るため、自己研鑽の促進、職員の意識改革に努めるとともに、県社協等が実施する各種研修会への積極的な参加に努めます。

(主な事業)

- (1) 本・支所別自己啓発研修会
- (2) 役職員全体研修会(本・支所合同研修)
- (3) 事業所別ミーティング・研修会
- (4) 各種団体実施研修会への参加
- (5) 新人育成研修会
- (6) 課長・地域包括支援センター長・支所長・主任・一般職・臨時職等の職位別研修会
- (7) 課長・地域包括支援センター長・支所長・主任就任時研修会
- (8) 資格取得の促進・支援

3 表彰・顕彰

本会表彰規程に基づき、社会福祉功労者等に対しその業績を称え、労をねぎらうために表彰状又は感謝状を授与する。また、県社会福祉協議会会長表彰、その他顕彰等の取りまとめを行ないます。

(主な事業)

- (1) 曾於市社会福祉大会における表彰状等の授与
- (2) 県社会福祉協議会会長及び九州社会福祉協議会連合会会長表彰手続き

4 曾於市公共の施設の指定管理経営

曾於市公共の施設の指定管理者として、指定管理施設の設置目的を十分踏まえ、業務内容を遵守し、地域住民の誰もが気軽に利用できる施設として適切な管理経営に努めます。

(主な事業)

- (1) 財部保健福祉センターの管理経営
- (2) 大隅弥五郎伝説の里の管理経営
- (3) 財部・末吉・大隅デイサービスセンターの管理経営

5 本会経理事務の実施

社会福祉法人会計基準に則り、経理に関する事務を適正に実施するとともに、資金の運用・積立金・現金の保管等は安全確実かつ、最も有利な方法により保管します。また、社会福祉充実計画実施のための、社会福祉充実残額を算定します。

(主な事業)

- (1) 社会福祉法人会計基準に基づく経理事務
- (2) 歳計現金、積立金、基金その他資金の執行及び管理
- (3) 社会福祉充実残額の算定

6 啓発活動及び情報公開

本会に関する情報等を正確かつ敏速に公開します。

(主な事業)

- (1) ガイドブックの改訂・整備
- (2) 情報紙「手と手」発行
- (3) ホームページによる情報発信等

7 職場環境の整備

本会安全衛生管理規程及び一般事業主行動計画に沿って全職員が働きやすい職場環境づくりを推進します。

(主な事業)

- (1) 職場巡視点検及び衛生委員会の開催並びに業務の効率化の検討等
- (2) 週1回のノー残業デーの設定及び年休取得促進等
- (3) リフレッシュ休暇(3日連続の年休取得)の周知等による年休取得促進等
- (4) 育児介護休業制度に基づく諸制度の周知
- (5) メンタルヘルス等相談窓口の設置及び周知
- (6) ストレスチェックの実施

8 組織運営及び事業の提案・改善

組織の運営や事業について職員の意見を反映し計画、改善を図っていきます。

(主な事業)

- (1) キャリアパス制度の運用
- (2) 勤務評定の実施
- (3) 職員自己申告調査の実施
- (4) 安定的な新規事業の運営、実施体制整備
- (5) 持続かつ安定した組織づくりのための職員採用計画の見直しと実施
- (6) 各職員の役割の明確化と内部管理の徹底
- (7) 職員意見箱の設置による意見・提案の把握と事業内容の検討

9 共同募金運動への協力

地域福祉を推進する大きな財源となる共同募金について、広く募金の趣旨を啓発するとともに、共同募金運動への協力を行います。

(主な事業)

- (1) 募金活動の啓発
- (2) 曾於市共同募金委員会との連携
- (3) 共同募金・歳末たすけあい運動への協力

10 その他本会の目的達成のために必要な事業

- (1) 曾於市共同募金委員会事務局
- (2) 日本赤十字社鹿児島県支部曾於市地区事務局
- (3) 曾於市民生委員児童委員協議会連合会及び各地区民生委員児童委員協議会事務局

II 地域福祉課関係

高齢者、障がい者、児童、生活困窮者等のすべての人々が世代やその背景にかかわらず、共に生き生きと暮らしていけるような地域づくりが求められています。人の集まる機会が増えることで地域のコミュニティは活発になり、そこで出た様々な課題を自分たちのこととしてとらえられるようになると解決に向けた取組も期待できます。

地域福祉課では、地域全体で支える力を再び構築していけるよう地域福祉コーディネーターを中心にアウトリーチを徹底し、地域づくりのための活動基盤を整備します。互助・共助の取組を育みながら包括的な相談・支援を行い、複雑化する支援ニーズに対応できるよう福祉人材の確保と質の高いサービスを提供することで誰もが支え合う地域づくりに関係者と連携して取り組みます。

1 地域福祉活動推進事業

地域福祉推進の中核としての役割を果たすため、地域において、住民が安心して暮らせるよう、地域の福祉課題を把握し、住民参加型在宅福祉サービスを含めた福祉サービスの推進を支援します。26 校区社会福祉協議会を中心に小地域ネットワーク活動やふれあい・いきいきサロン活動など身近な生活圏域における助け合いのしくみづくりに向けた提言や推進を行います。

また、曾於市の地域福祉を推進するに当たってはプラットフォームとしての役割を果たし、住民、当事者、社会福祉事業関係者ばかりでなく異業種とも連携して福祉課題の解決を図ります。

(主な事業)

(1) 地域福祉ネットワークづくり事業

市又は近隣市町も含めた区域を対象として、福祉のネットワークづくりを行います。

ア 地域福祉ネットワーク会議の開催

イ 福祉施設・団体・グループ等各種連絡会

ウ 社会福祉法人連絡会の開催

(2) 校区社会福祉協議会活動事業

校区社会福祉協議会と一体的に事業を推進するため必要な支援を行います。

ア 26 校区社会福祉協議会地域福祉活動に対する助成

イ 26 校区社会福祉協議会会長会の開催（校区・地区公民館長との合同連絡会を含む）

ウ 地域別校区社会福祉協議会会長会の開催

エ 地域福祉活動関係研修への案内

(3) 地域の福祉推進（テーマ別課題解決）事業

校区社会福祉協議会主催による次の活動で地域福祉課題の解決につながるものを助成します。

ア 課題解決を図る継続的で独創的な福祉活動

イ 地域福祉活動計画の策定

ウ 福祉のつどい又は社会福祉大会の開催

(4) 在宅介護支援事業

在宅介護者等の相談に応じる窓口を開設し、お互いの思いを語り合う場づくりと必要に応じた技術的な支援を行います。

ア 認知症の方などを支える介護者等を対象にしたみかんの会の開催

- (ア) 定期開催 財部地区と大隅地区で定期的に相談窓口を開設
- (イ) 特別開催 語り合う場づくりを各地区で開催
- イ 専門職の派遣等による介護方法の技術的な支援
- (5) 弁護士相談窓口設置事業
 - 鹿児島県弁護士会所属の弁護士有志によるボランティアグループ「ひまわりの会」と協働で無料福祉相談窓口を定期的に開設します。
- (6) 100歳到達者への祝金贈呈事業
 - 市内に居住する100歳に達した方に祝金を贈呈します。
- (7) 法外援護事業
 - 火災や自然災害に遭った方へのお見舞いや浮浪者の移動援護を行います。
 - ア 被災者への見舞金の贈呈
 - イ 浮浪者への交通費の支給

2 ボランティア・市民活動センター事業

ボランティア・市民活動センターとして、登録、更新、斡旋、相談等ボランティア活動のコーディネートを行い、学校や地域の団体等と協働で福祉教育に取り組みます。

また、有事に備えて災害ボランティアセンターの体制を整備し、ボランティア活動全般の推進と情報の発信を行います。

- (1) ボランティア・市民活動センター運営委員会の開催
- (2) ボランティア団体・グループ等連絡会の開催
- (3) ボランティア団体の調査、活動支援
- (4) ボランティア協力校の活動助成
- (5) 福祉ボランティアの育成・支援
- (6) 災害ボランティアセンターの啓発
- (7) 情報紙、ホームページを利用した周知、啓発
- (8) おもちゃ病院の仲介

3 赤い羽根共同募金助成事業

曾於市共同募金委員会から助成を受けて次の事業に取り組みます。実施に当たっては、赤い羽根共同募金を財源とした事業であることを明確にし、寄附者の意向にそった事業展開に努めます。

- (1) ささえあいネットワーク事業
 - ア 在宅福祉アドバイザーによる見守り活動の推進
 - (ア) 26校区ネットワーク会議の支援（校区社協、曾於市との共催）
 - (イ) 在宅福祉アドバイザー手引きの作成
 - (ウ) 在宅福祉アドバイザー活動に対する助成
 - (エ) 在宅福祉アドバイザーのボランティア活動保険加入への助成
 - イ 支えあいマップ作りの支援
 - ウ 民生委員との意見交換会の支援
- (2) 子育て支援事業
 - ア 市内に在住する新生児等への紙おむつの贈呈
 - イ 子育てサロン活動への支援
 - ウ 相談窓口の情報提供
- (3) 障がい者支援事業

- ア 障がい者施設との連絡会の開催
- イ 障がい者レクリエーション大会の開催
- (4) ほっとサービス（住民参加型在宅福祉サービス）事業
 - ア 依頼会員と協力会員のコーディネート
 - イ 協力会員のスキルアップ講座の開催
 - ウ 協力会員連絡会の開催
 - エ サービスの周知、個別の事業説明

- (5) 福祉教育及びボランティア活動推進事業
 - ア 市内の全小中高校をボランティア協力校に指定
 - イ ボランティア協力校連絡会の開催
 - ウ 福祉教育出前講座の開催
 - エ サマーボランティア体験活動の開催
 - オ 赤い羽根共同募金映画会の開催

- (6) ふれあい・いきいきサロン事業

在宅で暮らす高齢者等の引きこもり防止や介護予防・安否確認等の機能をもつ居場所となるサロンの開設を行います。ボランティアの積極的な参画と様々な団体との連携・協働により、身近な場所で集う場づくりとして、生きがいつくりや生活課題抽出につながるための相談支援を行います。

- ア サロン活動の助成
- イ サロン代表者連絡会の開催
- ウ サロン活動への専門職派遣
- エ 折りたたみ椅子の贈呈
- オ 各種研修会への参加

- (7) ボランティアバス運行事業

被災地でのボランティア活動を移動面から支援し、助け合いの大切さを再認識してもらう機会をつくります。現地での活動や人とのかかわりから得られた貴重な経験を日頃の見守り活動や災害ボランティアセンターの運営に生かします。

- ア 災害支援ボランティアの募集（九州内に限る）
- イ マイクロバスによる移動手段の提供
- ウ 災害ボランティアセンターに関する研修、設置運営訓練

4 歳末たすけあい募金助成事業

- (1) 歳末たすけあい地域福祉活動助成事業

- ア 助成事業の公募、審査
- イ 活動報告会の開催

- (2) お掃除サポート事業

障がい者の方が自宅で快適に生活できるよう年末年始のお掃除を専門業者に委託して行います。

5 権利擁護センター事業

- (1) 福祉サービス利用支援事業（日常生活自立支援事業）

日常的な金銭管理等に困っている高齢者、障がい者などが安心して日常生活を送れるよう、専門員と利用支援員を配置し、支援計画の作成に基づいた支援を行います。

- ア 相談の受付
- イ 支援計画の作成、契約
- ウ 福祉サービスの利用手続、金銭管理等の支援
- エ 支援員連絡会の開催
- オ 専門員会議、利用支援員研修会への参加
- カ 事業の啓発

(2) 法人後見に関する事業

意思決定が困難な方の判断能力を補うために本会が後見人等となり財産管理や身上監護を行い、その方の権利を護ります。

- ア 発見、相談の受付（重層的なアウトリーチ機能の確保）
- イ ケース会議（支援の方向性）
- ウ 申立の支援
- エ 他団体への紹介
- オ 運営委員会の開催
- カ 自治体、他団体との連携
- キ 家庭裁判所への報告、連絡、相談

6 福祉資金貸付事業

様々な福祉課題を抱え、社会的に孤立し、制度の狭間におかれている方々に自立支援の強化を図るために行政等の窓口、民生委員と連携を図りながら、低所得者、障がいを持つ人や要介護高齢者と同居している世帯に福祉資金の貸付けを行います。一連のソーシャルワークを通して、経済的自立と生活意欲の助長をはじめ、在宅福祉、社会参加の促進を図り、安定した生活の支援を目指します。

(1) 相談・援助と課題解決への支援

(2) 生活福祉資金貸付事業への協力

事業実施主体の鹿児島県社会福祉協議会と連絡を取り合いながら、民生委員、生活相談支援センター等と連携し、総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金の借り入れに関する相談・支援を行います。

- ア 生活福祉資金の周知、啓発
- イ 不良債権の整理促進への協力
- ウ 離職者生活支援つなぎ資金貸付への協力
- エ 償還指導

(3) 小口福祉資金貸付事業

資金の貸付けと必要な援助指導を行い、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図ります。

- ア 小口福祉資金の貸付
- イ 小口福祉資金の周知、啓発
- ウ 小口福祉資金債権管理

7 心配ごと相談事業

日常生活上の困り事は、複雑・多様化しつつありますが、住民に最も身近な相談窓口として定期的開設し、問題解決に向けた情報提供や相談支援を行います。

- (1) 心配ごと相談所の開設（毎月第2・4木曜日）
- (2) 相談員研修会、連絡会の実施
- (3) 各種相談員研修会への参加

8 訪問給食サービス事業

(1) 大隅地区高齢者訪問給食サービス事業（受託事業）

曾於市から委託を受けて、おおむね 65 歳以上の高齢者又は身体障がい者に食関連サービスの利用調整と配食サービスを行います。食生活の改善と健康増進を図ると同時に高齢者等の自立した生活の維持、地域との交流、安否確認などで在宅福祉の推進を図ります。

(2) 給食サービス事業（自主事業）

大隅地区高齢者訪問給食サービス事業に該当しない高齢者等で日常の食事の調理が困難な方に食事を届けることで健康で自立した生活を支援します。

Ⅲ 福祉事業課関係

1 法改正等に対応したサービス事業の転換と経営改善

平成30年4月から医療法、介護保険法及び障害者総合支援法の改正による、医療・介護の役割分担と連携及び地域共生社会の実現の取り組みが推進され、また、自立支援・重度化防止に資する質の高い介護サービスの実現がサービス事業所に求められていることに伴い、それらに対応した事業の根本的な見直しを行います。さらに、福祉事業課職員の個々の専門職としての能力が最大限発揮できる体制の整備を進め、サービス事業の経営改善を図ります。

2 曾於市介護予防・日常生活支援総合事業の推進

曾於市介護予防・日常生活支援総合事業の住民主体サービスの受け皿となる団体や担い手が不十分なことから、地域福祉課や曾於市地域包括支援センターと連携して、体制整備を行うとともに、地域の担い手となるボランティア育成に取り組みます。

3 社協職員として自覚と誇りを持ち専門性の高い支援の実践

福祉の専門職として、住民一人ひとりの思いに寄り添う支援を実践します。また、社会福祉協議会の職員としての自覚と誇りを持ち、地域の一員として地域福祉の推進に寄与することを全職員の責務とします。

これまで培った知識や技術を活かし、地域のサロン活動への積極的参加と認知症講習会の実施や福祉教育の推進にも積極的に取り組み、地域から信頼され、求められる事業所を目指します。

(主な事業)

(1) 居宅介護支援事業（第1号介護予防支援事業含む）

要支援・要介護認定者が、住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れるように、医療・保健・福祉等の地域資源の活用やインフォーマル⁴な支援を含めたケアマネジメントを適切に行い、利用者に寄り添う支援を行います。

(2) 訪問介護事業（第1号訪問事業含む）

個別のニーズに応じた支援ができるように、専門的知識及び介護技術を磨き、サービスの質の向上を図ります。また、利用者が住み慣れた地域で安心して在宅生活を送れるように支援します。

(3) 訪問入浴介護事業（介護予防訪問入浴介護含む）

市内唯一の訪問入浴介護事業所として利用者のニーズに応えられるよう、専門的知識及び技術の向上を図り、快適な入浴支援を行います。

(4) 通所介護事業（第1号通所事業含む）

利用者に満足していただけるサービスの提供と介護者の心身の介護負担の軽減を図るため、送迎、入浴、食事等のサービスを行い、利用者の在宅生活の継続を支援します。

⁴ インフォーマル：公的機関や専門職による制度に基づくサービスや支援（フォーマルサービス）以外の支援。具体的には、家族、近隣、友人、民生委員、ボランティア、非営利団体（NPO）などの制度に基づかない援助など。

- (5) 小規模多機能型居宅介護事業（介護予防小規模多機能型居宅介護含む）
地域とのつながりを大切にしながら、訪問・通所・宿泊のサービスを一体的に提供し、利用者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう支援します。
- (6) 居宅介護事業（重度訪問介護事業含む）
個別のニーズに応じた支援ができるように、専門的知識及び介護技術を磨き、サービスの向上を図ります。また、家事援助や身体介助等のサービス提供を行い、在宅で暮らす障がい者等が自立した日常生活を営むことができるように支援します。
- (7) 地域生活支援事業（障害者総合支援法等に基づく訪問入浴サービス事業・生活サポート事業・地域活動支援センター事業）
- ア 訪問入浴サービス事業
訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体障がい者・児の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図り、在宅生活を支援します。
- イ 生活サポート事業
介護給付の対象外となる障がい者等の負担軽減を図るため、日常生活に関する支援を行います。
- ウ 地域活動支援センター事業
障がい者等が暮らす地域の実情に応じ、基礎的事業として創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進を図り、障がい者等の在宅生活の継続を支援します。
- (8) 一般介護予防事業（市委託事業）
市の委託事業に基づき、高齢者等に対し、介護予防及びその啓発を図ることを目的として、サービスを行います。
- (9) 通所型介護予防事業(社協単独)
市の委託事業の対象外の高齢者等に対し、介護予防及びその啓発を図ることを目的として、サービスを行います。

IV 曾於市地域包括支援センター関係

地域支援事業実施要綱に基づき、本市被保険者が要介護状態等となることを予防し、社会に参加しつつ、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし、地域における包括的な相談及び支援体制、多様な主体の参画による日常生活の支援体制、在宅医療と介護の連携体制及び認知症高齢者への支援体制の構築等を一体的に推進するために必要な業務を行います。

1 指定介護予防支援業務

要支援者が介護予防サービスを適切に受けることができるよう介護予防サービス計画を作成するとともにサービス事業者等との連絡調整等を行います。又はケアプラン原案の内容確認等のもと指定居宅介護支援事業者へ適切に委託します。

2 総合相談支援業務

地域におけるネットワークの構築を目指し、高齢者のあらゆる相談に対応し、困難事例に対しての適切な対応・連携を図ります。

3 地域の高齢者に対する虐待の防止、早期発見等の権利擁護業務

権利擁護に関する啓発や高齢者虐待に対する適切な対応、成年後見制度の活用、消費者被害防止対策への取組み等により高齢者の権利擁護に必要な支援を行います。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

事例検討や研修会等による介護支援専門員に対する支援など関係機関と連携を図りながら地域の連携・協力体制を構築します。

5 高齢者福祉サービスに関する実態調査業務

必要に応じて高齢者の日常生活や介護状況等に関するアセスメントや実態調査に協力します。

6 介護予防・日常生活支援総合事業に関する業務

事業対象者及び要支援者の介護予防及び生活支援を目的として、介護予防・生活支援サービス事業や一般介護予防等を活用した適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行います。その他、多様な地域資源によるサービス提供の確立に必要な情報提供や提案など、総合事業の推進に必要な支援を行います。

7 在宅医療・介護連携推進事業に関する業務

入退院支援ルールの地域住民への普及啓発、研修会の開催等、市が主体となって進める在宅医療・介護連携推進事業に必要な支援を行います。

8 生活支援体制整備事業に関する業務

総合事業に必要な生活支援サービスの資源開発・創出を進めるための情報提供や助言のほか、協議体の構成メンバーとしての連携強化など、必要な支援を行います。

9 認知症施策推進事業に関する業務

認知症初期集中支援チーム検討委員会委員及び認知症初期集中支援チーム員としての活動や、認知症地域支援推進員活動、認知症ケア向上推進事業等、地域の実情に応じた認知症施策の推進に係る業務の実施及び支援を行います。

10 財部地区高齢者相談窓口運営事業（財部地域福祉相談センター）

曾於市地域包括支援センターのブランチとして財部在宅介護支援センターが設置されていましたが、平成 28 年度から財部地域福祉相談センターに名称を変え、社会福祉士と看護職員の専門職が設置されています。本年度からは、生活支援体制整備事業に取り組むこととなり、生活支援コーディネーターを兼務し、地域アセスメント、資源開発、ネットワークの構築を図ります。従来どおり、在宅の要援護高齢者、家族等の在宅介護等に関する総合的な相談に応じて必要な支援も行います。